

# 本協議の目的

本協議は、現行の五月祭常任委員会規約の不備を解消し、より実態に即した五月祭常任委員会規約への改正を最終的な目標とするものです。

ただし、具体的な改正条文の検討には時間を要するため、初回となる1月6日の協議では、以下の2点に絞って協議を行いたく存じます。

1. 選出の正当性について疑義が提出されている、第99期五月祭常任委員の処遇について
2. 規約改正も見据えた今後の協議スケジュールの策定・合意

## 協議の背景

今年度、以下の3団体における第99期五月祭常任委員の選出過程において、その実態が現行の当委員会規約と整合していないのではないかという疑義が複数の選出委員より提出されました。

- 東京大学運動会
- 東京大学教養学部学友会
- 東京大学教養学部学生自治会

上記疑義は各団体にも共有され、その後、東京大学運動会より正式に「選出の正当性に関して全選出団体に審議・協議を行う機会を設けるべき」との要請がありました。

これを受け、本協議の場を設けるに至りました。

## 主要な論点

---

### 1. 運動会からの選出に関して

#### 五月祭常任委員会規約 第3条(委員構成)

四 東京大学運動会(以下「運動会」という。)代表として、運動会総務部委員会において選出された運動会通常会員2名。

- 争点:
  - 現在の東京大学運動会会則に存在する「正会員」「総務委員会」を、それぞれ上記規約における「総務部委員会」「通常会員」を継承するものとみなし、その選出を正当であると判断するか否か
- 補足①(運動会の主張):

- 運動会としては、「通常会員」「総務部」は過去の会則改正をもって「正会員」「総務委員会」にそれぞれ正当に継承されているため、今回の選出について無効となることはないとの意見を有している
    - 特に、今回の選出が運動会代表を選出するという意味においては何ら問題はなく、選出された者が運動会を代表することについては疑いようがない
  - しかしながら、五月祭常任委員会規約は弊団体を含む全選出団体の承認を以て成立したものであるため、この規約の文言通りではない事項については全選出団体の協議において決すべきであるとの立場。
  - 補足②:
    - 一方で、上記の意見を持つ運動会より選出された運動会選出の委員自身からは、自身の選出の正当性について疑念がある旨を当委員会としては伺っている
- 

## 2. 学友会からの選出に関して

### 五月祭常任委員会規約 第3条(委員構成)

三 東京大学教養学部学友会(以下「養学友会」という。)代表として養学友会学生理事会で選出された養学友会普通会員5名。

- 争点:学友会準会員を選出委員として認めるか否か
  - 補足:
    - i. 学友会規約に基づき、「普通会員」には「準会員」も含まれる点を確認した協約が、数年前に結ばれており、五月祭常任委員会と学友会においてこの規約に関する解釈は一致して認識
    - ii. <https://drive.google.com/file/d/1aOZx1WXwepCQmYxAaL8RyNpIHb-n9Net/view?usp=sharing>
- 

## 3. 自治会からの選出に関して

### 五月祭常任委員会規約 第3条(委員構成)

一 教養学部を除く東京大学の各学部代表として、各学部の学生自治団体に選出された、各学部学生または各学部進学内定者1名。ただし、当該五月祭の前年の11月末日までに選出されない学部の代表については、教養学部学生自治会自治委員会において選出された当該学部進学内定者を、これに充てる。

二 東京大学教養学部学生自治会(以下「養自治会」という。)代表として、養自治会自治委員会で選出された養自治会員2名。

- 争点:
  - i. 自治会自治委員会ではなく、理事会での選出を有効と認めるか否か

- 補足:

#### 注意

以下の内容はあくまで「自治委員会事務局」の見解であり、実際に選出を行っている「自治委員会理事会」の公式見解はまた別に存在する可能性がある、という点に留意が必要です。

- i. 理事会への選出委嘱の経緯・背景
  - 令和4年(2022年)1月13日の第144期自治委員会において、五月祭常任委員の選出方法が変更された。当時の規定に基づき、「選出作業を理事会に委嘱する」ことが決議され、現在も理事会がその決議に基づいて選出を行っている
  - 理事会に委嘱することになった理由は以下の通り
    - a. 自治委員会の定例会は開催回数が少なく、急を要する委員選出に迅速に対応するのが難しいため。
    - b. 現在の規約が、すでに廃止された「代議員大会」を前提とした古い内容のままであり、実務上の支障が出ていたため。
- ii. 現状の運用と自治委員会事務局の見解・懸念
  - 理事会は現状、過去の決議に基づき、現在行っている委員選出は「有効なもの」として実務を進めている
  - 一方で、自治委員会事務局としては、事務局として以下の理由から現在の選出の法的有効性について「確定した見解を持っていない」という立場を取っている
    - a. 当時の決議の根拠となった条文(事務運営規則第40条等)が、現行の規則には存在しないこと
    - b. 規則改正に合わせて過去の決議を修正・更新する手続きが行われていないこと

---

## 今後のスケジュール(予定)

---

- 1/6: 今期の選出枠に関する経過措置の検討に関する選出母体間協議
- 1/10: 本日の協議の報告
- 1/30, 31: 第1回企画代表者会議
  - 今期の選出枠に関する企画代事後投票
- ~2,3月: 規約改正検討
- 3月or4月: 五月祭常任委員会総会にて規約改正発議
- ~6月: 規約改正案各団体承認・企画代表者会議投票

---

## 今後の協議事項

- 規約の解釈を変更する場合等における合意の方法について
- 選出母体における、議決機関や資格に関する規定の削除について
- 規約改正時等における協議開催の制度について
- 第3条の規定に関する全面的な検討(以下例)
  - 「代表」の文言について
  - 学部自治団体の決め方
  - 後期教養の扱い

## 議事録

### 協議概要

本協議は、五月祭常任委員会規約の文言と、各選出団体の実態(選出機関や会員資格)との間に生じている齟齬について、今期の委員選出の正当性確認および今後の規約改正に向けた方針を議論することを目的として行われた。

## 0. 本協議で決定した事項および規約改正案の承認プロセス

- 運動会
  - 正式決定は総務会で行う
- 学友会
  - 学生理事会で。規約改正レベルだと上位の機関の承認が必要
  - MF規約上は学生理事会で足りるが、政治的判断により評議員会に持っていくことがある。例年2月、8月だが臨時に開くことも1ヶ月くらいあれば可能
- 自治会
  - 事前調整は理事会で。最終的な承認は自治委員会が必要

## 1. 各団体からの選出委員の正当性に関する協議

規約と実態の齟齬があるものの、今期の各団体選出委員の正当性については、全出席団体の合意により認められた。

### 運動会からの選出

- 現状と課題
  - 規約上の選出母体名(総務部委員会)と実態の規則に齟齬があり、選出された委員自身からも正当性を疑問視する声があった
- 各団体の見解
  - 運動会
    - 実態として運動会という組織から正当に選出されているという立場を維持
  - 学友会
    - 選出機関や対象は団体の自治権に属するものであり、代表者としての性格が失われていない以上、手続き上の瑕疵があっても正当性は認められるべき
  - 自治会

- 正当性を直ちに損なうものではない。規約で内部機関を指定すること自体が不自然であり、機関を指定しないよう改正してもいいのでは
- 次回以降の協議で相談

## 学友会からの選出(準会員の扱い)

- 現状と課題
  - 規約では「普通会員」からの選出とされているが、実際には「準会員(教養学部生以外の会費納入者)」が選出されている
- 各団体の見解
  - 学友会
    - 準会員はサークル活動等で重要な役割を果たしており、学友会規約上も普通会員と同等の権利義務を有している。過去の二団体間(五月祭・学友会)の合意で解釈は明確化されている
  - 運動会
    - 二団体間のみでの合意で運用するのは手続き上不適切であり、全選出団体の合意を得るべきである。ただし、実務上の事情は理解できるため、規約改正を前提に今期は認める
  - 自治会
    - 規約で会員の種別を規定しなくても良いのではないかと  
■ 次回以降の協議で相談

## 自治会からの選出

- 現状と課題
  - 規約では「自治委員会」での選出となっているが、実際には執行機関である「理事会」で選出が行われている
- 各団体の見解
  - 運動会
    - 委嘱について他団体に通知されていなかったため、全選出団体で協議を行って規約改正を行うべきであったが、実務上の支障があったことも理解できるので、今期規約改正がなされるのであれば今期の選出については問題ない
  - 学友会
    - 基本的には団体が決めることなので外部から何か言うことはないが、文言との相違は事実。ただ自治会の代表が選出されていることには変わらない

---

## 2. 今後の規約改正に向けた論点

### 今後の協議において検討すべき主な論点

- 規約の簡素化(自治権の尊重): 選出団体の内部機関名や会員資格の詳細を規約に書き込まず、各団体の判断に委ねる形に改めるべきか

- 合意形成プロセスの明確化: 規約の「解釈」の変更や確認を行う際、一部団体間の合意で足りるのか、あるいは全選出団体の承認が必要なのか
- 制度的トリガーの設置: 各選出団体が自身の規約を改正した際、常任委員会規約との整合性を確認する協議を義務付ける仕組みの検討
- 第3条全般の再吟味: 各学部代表の定義、ガバナンスの状況、教養学部生の選出割合の意図など、選出枠のあり方そのものの検討

---

### 3. スケジュールと今後の進め方

今後の手続きおよび協議の予定は以下の通り

| 時期    | 内容                                 |
|-------|------------------------------------|
| 1月末   | 企画代表者会議等を通じた、今期選出委員の正当性に関する追認・投票   |
| 2月～3月 | 具体的な規約改正案に関する選出母体間協議(2～3週間に一度のペース) |
| 3月～4月 | 常任委員会総会における規約改正の発議                 |
| 6月～夏  | 企画代表者会議での投票および各団体における最終承認          |

補足事項:

- 本協議の議事録は、今週末(1月11日頃)を目途に共有される予定
- 規約改正の範囲は第3条に限定せず、必要に応じて全体的な見直しも視野に入れることも検討

- 
- 参考: 当日議事録

1月6日(火)20:00～21:01

- 本協議で決定した事項に対する、団体内での承認プロセスについて
  - 運動会: 正式決定は総務会で
  - 学友会: 学生理事会で。規約改正レベルだと上位の機関の承認が必要
    - 五月祭常任委員会規約上は学生理事会で足りるが、政治的判断により評議員会に持っていく。例年2月、8月だが臨時に開くことも1ヶ月くらいあれば可能
  - 自治会: 事前調整は理事会で。最終的な承認は自治委員会が必要

- 運動会選出について
  - 3団体から今年の選出委員2名については正当であるとの意見
  - 自治会:選出を行う団体名を指定しないように規約を変えても良いのでは
    - 次回以降の協議で相談
  
- 学友会選出について
  - 学友会:協定は実際上の運用を確認したものであり、準会員を選出するかどうかは団体の自治権によるものである
  - 運動会:規約にない運用をするには全選出母体の合意が必要であったのではないかという点で若干の不備があったのでは
    - 学友会:解釈の変更を伴わないものなので、規約改正されなくとも選出は正当であるという認識
    - 運動会:規約の改正にあたっては、本来の条文である「普通会員」がどのような意図で書かれているのかを考える必要がある
  - 自治会:規約で会員の種別を規定しなくても良いのでは
    - 次回以降の協議で相談
  - 今年の選出委員5名については正当であるとの結論
  
- 自治会:規約が改正されたときに解釈について協議する場を設けることを必須とするような制度を作れないか
  
- 自治会選出について
  - 運動会:委嘱について他団体に通知されていなかったのが、全選出団体で協議を行なって規約改正を行うべきであったが、実務上の支障があったことも理解できるので、今期規約改正がなされるのであれば今期の選出については問題ない
  - 学友会:基本的には団体が決めることなので外部からいうことはないが、文言との相違は事実。ただ自治会の代表が選出されていることには変わりない
  - 今年の選出委員については正当であるとの結論